

IV 計画推進のための取組と推進体制

1 重点的な取組

- 食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要です。
- すべての県民が、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて健康増進に寄与するため、本人、家庭、学校、職場、地域等社会全体としてもその取組を支援し、健康格差の縮小のための施策を講じるように努めます。
- 大分県の歯科口腔保健の大きな目標は、いつになっても「何でもよく噛んで食べることができる。」「会話を楽しむことができる。」こととしていますが、それを達成するための主な課題として、3歳児1人平均むし歯本数が全国で8番目に多いこと（平成27年度：0.92本）や、12歳児の1人平均むし歯本数が全国で2番目に多いこと（平成28年度：1.4本）があげられており、今後とも乳幼児期・学齢期のむし歯予防対策の推進が必要です。
- 成人期では、学齢期のように定期的な歯科健診、歯科保健指導を受ける機会が少なくなるため、今後は事業所等における歯科健診の普及を図り、歯科健診や歯石除去等を年1回以上受診する機会を作ることも必要です。
平成28年実施の実態調査では、自分自身の歯の数は増加傾向にある一方、歯周病も増加傾向にあるため、成人・高齢期の歯周病の予防対策が重要となっています。
- 全国と比較しても大分県の高齢化率（総人口のうち65歳以上の占める割合）は高く（平成28年10月現在：31.2%）、入院から在宅医療への流れのなかで、要介護者や障がい者（児）に必要な在宅歯科診療の体制整備が必要です。
障がい者（児）の歯科診療についても、平成29年度に大分県歯科医師会が障がい者歯科診療施設を開設したことから、今後、その施設を含めた障がい者歯科診療体制整備が必要です。
- 本計画では、各ライフステージ別に施策や目標を示してきましたが、推進にあたって、特に以下の3つを重点的な取組として行っていくこととします。

重点的取組

- ① 乳幼児期・学齢期のむし歯予防対策の推進
- ② 成人・高齢期の歯周病予防対策の推進
- ③ 在宅・障がい者（児）の歯科診療等の推進

2 体制づくり

- 歯科口腔保健を推進するための目標・計画を適切に評価するため、歯科疾患実態調査等の企画とその実施が必要です。今回、計画の中間評価のため、平成28年に県民歯科健康状況実態調査、県民健康意識行動調査を実施しました。これらの調査は今後とも、おおむね5年おきに実施し、計画の進捗状況を評価します。
- 調査によって得られた情報は歯科口腔保健の推進に活用できる形で住民に提供できるよう努める必要があります。
- これらの情報は、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学、企業等との連携のもと、健康情報を収集・分析し、効果的な歯科口腔保健の推進に関する施策を実施できる仕組みを構築するよう努める必要があります。
- 歯や口の健康保持のためには、定期的な歯科健診受診により、適切なケア等の指導等を受けることが効果的です。こうしたことの普及啓発とともに、身近なところで受診ができる施設や機会の確保が必要となってきます。
- フッ化物を利用したむし歯予防や歯石除去等、予防のためのプロフェッショナルケアのためには、周囲の支援体制が不可欠です。市町村やかかりつけ歯科医等と協力し、フッ化物塗布やフッ化物洗口等を実施する機関及び機会の確保、増加が必要です。
- 県は、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士等の配置とともに、歯科口腔保健を担当する医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員の確保及び資質の向上に努める必要があります。
- これらの人材の資質向上を図るため、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携し、研修を行うことが必要です。
- 歯科口腔保健の推進に関する法律に定められている口腔保健支援センターの設置について検討します。

- 近年、東日本大震災、熊本地震のような巨大地震や津波による災害、台風や集中豪雨等による風水害など自然災害が多発していることから災害時における関係機関等の連携、避難所等における歯科口腔保健対策の充実、体制整備が重要となっています。
- 県は大分県歯科医師会と「災害時の歯科医療救護に関する協定」を平成29年に締結しましたが、他の団体も含め、災害時に安全かつ迅速な対応がとれるような体制づくりに取り組みます。

取組の方向性

- 定期的な歯科疾患実態調査の実施
- 歯科口腔保健を担う人材の確保とその育成
- 行政機関における歯科衛生士等の配置促進
- 口腔保健支援センターの設置検討
- 災害時における歯科口腔保健体制の整備

3 関係者間の連携

- 県内の歯科口腔保健対策には、県全体の取組とあわせて、各地域での取組が重要となります。それぞれの地域で特徴的にみられる課題や、地域差を考慮した取組が重要です。
- 歯科口腔保健に携わる各関係機関が連携し、地域の課題として共通の目標をもち、その課題解決に向けてそれぞれが役割意識を明確にし、目標達成に向けた取組を行っていく必要があります。
- 各ライフステージごとの対策が途切れることのないよう、地域保健、学校保健、産業保健等の連携も重要です。
- がん治療時の歯周病治療、口腔ケア等の重要性についての認識を高め、医療機関と歯科医療機関との連携を推進します。また、糖尿病についても医療機関との連携を促進します。
- そのため、歯科保健に関係する様々な職種に対して研修を推進するとともに、保健所等地域において歯科保健について話し合う場の提供に努めます。

取組の方向性

- 保健、医療、福祉の連携促進
- 地域保健、学校保健、産業保健等の連携促進
- がん、糖尿病等医科・歯科間の連携体制の構築
- 地域における歯科口腔保健のための協議会等の開催

4 普及啓発

- 歯科口腔保健の推進は、基本的に一人ひとりの意識と行動の変容にかかっているため、県民の主体的な取組を支援していくためには、正しい情報提供が必要です。情報提供については、マスメディア、ボランティア、産業界、学校教育等多様な経路を活用していくことが重要です。
- 歯科口腔保健の一層の推進を図るため、6月4日から10日まで実施される「歯と口の健康週間」等を活用し、普及啓発に努めます。
- 大分県歯と口腔の健康づくり推進条例に定められた「いい歯の日」「大分いい歯の8020推進月間」においても各関係機関と連携して、普及啓発に努めます。

5 計画の進捗管理

(1) 豊の国8020運動推進協議会

県では、平成4年度に「豊の国8020運動推進協議会」を設置しました。協議会は、歯科保健に携わる各関係機関の代表者により構成されており、県内の歯科口腔保健に関する現状把握、課題の検討、情報交換等を行い、事業の推進体制について協議を行っています。

本計画に基づく歯科口腔保健事業の進行管理も本協議会が役割を担います。あわせて本計画の内容についても適宜見直しを行い、必要に応じて本協議会の中で内容の修正、改定等を行いながら、歯科口腔保健事業を推進していきます。

(2) 各専門部会

豊の国8020運動推進協議会には、専門部会を置くことができると規定されています。

これまで下記の3つの専門部会を設置しており、それぞれにおいて各関係機関からなる委員で協議を行いながら事業を推進していきます。

① 障がい児・者歯科保健検討部会

障がい児・者が住み慣れたところで、生涯安心して生活が送れるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、障がい児・者歯科保健支援体制の整備を行うため、情報交換、施策の方向性について検討、協議を行います。

② 在宅歯科診療検討部会

寝たきり等で通院による歯科診療を受けにくい状況にある人びとが、在宅で必要な歯科診療や口腔ケアを受けることができ、住み慣れたところで生涯安心して生活がおくれるよう保健・医療・福祉の連携のもと、在宅歯科診療の支援体制の整備を行うため、情報交換、課題の検討、事業計画等についての協議を行います。

③ 大分県歯科保健計画策定専門部会

大分県における歯科口腔保健にかかる計画の策定と評価をを専門的に行うために設置しています。歯科口腔保健計画策定の際は中心となって計画案について協議を行います。